

水道料金について

1 水道料金のしくみ

水道料金は、定額の基本料金と使用した水量ごとの従量料金からなっています。

(1) 基本料金

メーター検針や料金徴収の費用など、すべてのお客さまに共通する経費を、使用水量の多少に関係なく、一律にご負担いただく料金で、水道メーターの口径（大きさ）ごとに設定しています。

(2) 従量料金

使用水量に応じてご負担いただく料金で、家事用・業務用などの用途ごとに区分し、使用水量が多いほど料金単価を高く設定しています。

(水道料金表) [2か月につき(税抜き)]

メーター の口径	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ につき)					401 m ³ ～	
			1～ 20 m ³	21～ 30 m ³	31～ 40 m ³	41～ 80 m ³	81～ 200 m ³		201～ 400 m ³
13mm	1,520 円	家 事 用	5 円	106 円	168 円	203 円	229 円	241 円	
20mm	1,620 円				193 円	228 円	257 円	288 円	316 円
25mm	1,720 円	業 務 用	5 円	106 円	62 円				
40mm	2,300 円				62 円				
50mm	4,750 円	公衆浴場用	5 円	106 円	62 円				
75mm	5,850 円				62 円				
100mm	7,080 円	プールの用	5 円	106 円	116 円				
150mm	10,650 円				116 円				
200mm	13,760 円				116 円				
250mm	20,340 円	プールの用	5 円	106 円	116 円				
300mm	29,110 円				116 円				

注) 平成22年4月1日から適用。

2 水道料金の計算方法

以下の算定式により水道料金を計算します。

$$\text{水道料金} = (\text{基本料金} + \text{従量料金}) \times 1.08$$

(計算例)

家事用で2か月の使用水量が40 m³、メーターの口径が20mmの場合の水道料金。

基本料金	従量料金			消費税及び地方消費税加算	合計
	1～20 m ³	21～30 m ³	31～40 m ³		
(1,620円 + 5円×20 m ³ + 106円×10 m ³ + 168円×10 m ³) × 1.08 = 4,816円					

注) 下水道をお使いになられている場合は、別途、下水道使用料がかかります。

3 基本料金の日割計算

引っ越しなどで水道の使用を開始または中止される場合の料金については、実際の使用日数に応じて基本料金を日割りして算定します。

水道料金等の計算方法、基本料金の日割計算等については、広島市水道局ホームページでもご案内しています。



料金業務について

1 営業所の業務

営業所では、水道料金等の算定、請求、徴収や料金に関するお問い合わせへの対応などを行っています。

(営業所の設置状況)

お住まいの地域	担当営業所	所在地	電話
中区	中央営業所	中区基町9番32号 (水道局基町庁舎2・3階)	221-5522
東区			511-6922
南区			511-6933
西区			511-6944
安佐南区	安佐南営業所	安佐南区古市一丁目33番14号 (安佐南区役所3階)	831-4565
安佐北区	安佐北営業所	安佐北区可部四丁目13番13号 (安佐北区役所3階)	819-3958
安芸区、 安芸郡府中町・坂町	安芸営業所	安芸区船越南三丁目4番36号 (安芸区役所5階)	821-4949
佐伯区	佐伯営業所	佐伯区海老園二丁目11番41号 (水道局佐伯庁舎1階)	923-4121

水道の使用開始・中止、名義変更は、
引越お客さま受付センターで受付いたします。

TEL (082) 511-~~5959~~⁵⁹⁵⁹ FAX (082) 228-8861



(受付時間) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
3月、4月は土曜日(午前9時～午後5時)もご利用いただけます。
(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

2 業務内容について

(1) 使用開始の受付

お客さまが水道の使用開始をする場合に、水道料金等の算定に必要なお客さまの情報(使用開始日、お客さま名、請求先住所、お電話番号等)を料金コンピューターに登録します。

(使用開始の申込み方法)

- ① 電話またはFAX (引越お客さま受付センターへ)
- ② 使用申込みハガキ (ご使用される場所に備え付けてあります。)
- ③ インターネット (広島市水道局ホームページから)

(2) 検針

検針に必要なお客さまのデータをハンディターミナル(携帯端末)に取り込んで、メーターの検針にお伺いします。水道メーターの指針を読んで、水道料金等の算定基礎となる使用水量を入力し『[ご使用水量のお知らせ](#)』を打ち出してお届けします。

広島市と府中町・坂町全体で約62万件の水道メーターを、85人の検針員で効率よく検針するために、1つの区ごとに6つのブロックに分け、2か月で一人当たり約7,200件を決められた日に検針しています。

(検針ブロック)

△△区

J町一丁目		I町	D町		A町
J町二丁目			F町	E町	B町
K町	J町三丁目		C町一丁目		
	L町	G町	C町二丁目		
	M町		H町		

ブロック		検針日
1	偶数月	1~5日
2		6~15日
3		16~25日
4	奇数月	1~5日
5		6~15日
6		16~25日

(水道メーター)



検針時に読むところ

この場合 103 m³
 前回検針時に 61 m³だと
 今回のご使用水量は 42 m³

パイロット

メーターの中を水が流れると回ります。どこも使っていないのに回ってれば、どこかで漏水しています。

※平成23年6月より順次この型に取替中

(3) 料金の算定

検針により計量した使用水量をもとに料金を算定し、料金コンピューターに登録します。いつもと比べて使用水量が多い場合や、表札がご契約のお名前と異なっているなどの場合は、調査した後に料金を算定して登録します。

(4) 請求

登録した水道料金等をお客さまにお支払いいただくために請求します。お客さまには、あらかじめお支払方法を次の2つの中から決めていただいています。

- ① 口座振替制…お客さまよりご指定された預貯金口座から引き落としさせていただく方法
- ② 納付制…お客さまに請求書を郵送し、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただく方法

請求は検針ブロックと同じブロックごとに行っています。

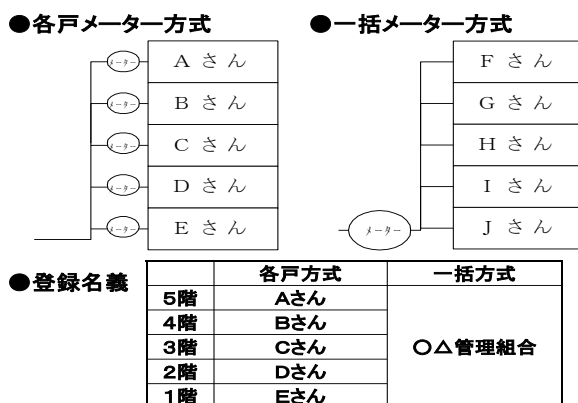
(請求サイクル)

地区	検針日	お支払い期限 (口座引落日)	督促お支払い期限 (口座引落日)	催告	給水停止
1・4 ブロック	1日 ～5日	検針月の27日 (検針月の18日)	検針月の翌月の22日 (検針月の翌月の18日)	(検針月の翌々月から) 支払催告書の郵送・現地訪問	未納件数2件以上のもの
2・5 ブロック	6日 ～15日	検針月の翌月の7日 (検針月の28日)	検針月の翌々の2日 (検針月の翌月の28日)		
3・6 ブロック	16日 ～25日	検針月の翌月の17日 (検針月の翌月の8日)	検針月の翌々の12日 (検針月の翌々の8日)		

3 水道料金算定特例制度

(1) マンション等の給水方式

マンション等の水道メーターの設置方式は、各戸メーター方式と一括メーター方式の2通りあります。この方式によって、お客さま名の登録の仕方に違いがあります。



(2) 特例制度の料金算定方法

一括メーター方式の場合、1つのメーターで複数戸のお客さまが水道を使用されることから、計量する使用水量が多くなり、高い料金単価の適用部分が多くなるため、入居されているお客さまの負担が大きくなります。

このため、各戸メーター方式にお住まいのお客さまとの負担の公平を図るため、各戸に口径13mmのメーターが設置されているものとみなし、かつ、各戸のお客さまが水量を均等に使用したものとみなして、入居戸数分の基本料金と低額な従量料金で水道料金を算定し、代表者の方へ一括してお支払いいただきます。

なお、特例制度には適用条件がありますので、詳しくは、[広島市水道局ホームページ](#)でご案内しています。

(計算例)

家事用でメーターの口径が40mm、5世帯で2か月の使用水量が200m³の場合の水道料金(税込み)。

区分	制度を利用しない場合	制度を利用した場合
水道局から代表者への請求額	43,999円	23,544円 (各戸が40m ³ ずつ使用したとみなして算定)

注) 下水道使用料の取扱いも同様になります。

※ 制度を利用した場合、すべてが計算例のように有利になるものではなく、1世帯あたりの使用水量が2か月で20m³を下回るなど、使用水量が極端に少ない場合には、不利になることもあります。

4 福祉減免制度

広島市の社会福祉施策の一環として、該当する世帯の水道料金等について、2か月につき0～20m³の相当額を減免する制度です。

(1) 減免額 (口径20mmの場合、税込み)

水道料金 1,749円～1,857円 (0～20m³料金相当額)

下水道使用料 1,501円～1,544円 (0～20m³使用料相当額)

(2) 対象世帯

- ① 生活保護を受けておられる世帯
- ② 中国残留邦人等の支援給付を受けている方がおられる世帯
- ③ 障害者のおられる世帯
- ④ 寝たきり老人等のおられる世帯
- ⑤ ひとり親世帯
- ⑥ 民間で運営する社会福祉施設

5 収納対策について

水道局では、水道料金等の収入の確保及び負担の公平性を図るため、主に次の収納強化策に努めています。平成28年度末の水道料金の収納率は98.5%です。

- (1) 支払交渉の強化による早期徴収
- (2) 転居清算分の早期徴収強化
- (3) 高額滞納者に対する滞納整理の強化 等